

ダイヤ指示	発信用	執務用	計
主 信	1	1	2
付	I	0	1
属			

発送日 昭和43年3月14日

発信 野田 405

文書課 公 信 案 (分頁)

公 信 番号 亜北 第 116 号 公 信 目 付 昭和43年3月13日

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 官 房 長	主 管 アジア局長 参 事 官 総務参事官	起案 昭和 43 年 3 月 11 日
	主 任 北東アジア課	起案者 野田 405

野田 405

受信者 厚生省公衆衛生局長	発信者 アジア局長
------------------	--------------

号送付先 (希望発送日) 月 日

件 名 韓国への原爆医療班派遣について

韓国への原爆医療班派遣について

今般在韓国木村大使より 3月5日
政令895号
付公信^ハを以て、韓国の原爆患者

の診断のため、専門家の派遣方意見
具申越したところ、委細別添公信(写)

にて御了知の上、何分の貴見御回示

頂きたくお願いいたします。

付属添付

事務次官

森 審 議 官
官 房 長

会計課長

○アソソ局長
○参事官
総務参事官

官房総務参事官
官房書記官

政第295号

厚生省に提出中。
伊藤の王先例あり
重北案

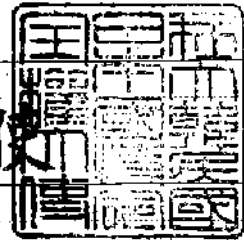
昭和43年3月5日

技術協力課長

外務大臣 殿

在 大 韓 民 國

木村 大使



原爆医療班出張先方にて

屢次公信を以て所報告置きのおり、

現在 韓 国 人 被 爆 生 存 者 数 は 1,513 名

(1967年12月末現在 韓国原爆被害者援

護協会登録) に上つてゐるが、そのうち極小

一部分 (該日自費治療の資力あるものは

協会側調べによれば) 40 名、全体の3%



未満)を除き、大部分は治療のため財
 産を蕩尽し、現在では治療は思うに任せず、
 その日の糧に乏しく困る困窮状態にある有
 様である。

これら被爆者がかりたいとしている願望は、生
 活救護もさることながら、原爆症と一口に
 言っても、果してどこが患いのか、どの^{部分}症状である
 のか、^種病状ある専門医の診断を受けたいと
 いう一事につきる。しかし、当国では、原子
 力院放射線医学研究所において 研究做に
 かつ小規模に被爆者の診療を行つている
 以外に専門医なく、かつ一般に放射線医学
 研究の面が甚だ立おこつてゐる状況である。

是方、最近^{当国}新潟、宇治等は原爆被害者
 の問題を取上げはじめ、漸く一般社会の関心
 (この問題は)

を惹き起こすに至らざるに思受けられる。

かかる状況にも鑑み、当館では、これら
韓国人被爆者に対し何らかの形において医
療協力の手を差し伸べることは、徳義上、また
日韓両国民の融和のためにも緊要かつ有
意義と考へ、先般来、医療協力方につき
本館において所検討賜ふるようお願いして
きた次第であるところ、これが具現にあつては
糧々隘路があると思われるので、この際、純
人道的立場から医療班の派遣を政治的に
解決する^{以外に}他に良策なしと考へられる。

他方、南人として見れば、広島市死傷の
累計医の中には韓国人被爆者救済のため
進んで韓国に赴きたいとの願望もあるやに
衆知しており、また韓国側においても放射線医

学研究のため 日本から専門医を迎え、センター
 を周知したいとの意向を有し(戦政的関係の
 具体化工程は至つていない)おる也の情報告
 あるのび、この際 韓国への医療班派遣は
 かつし 便宜に 適した措置と考へらるのび、
 本指において 専門医3名程度からなる医療班
 の韓国派遣方につき 特設の脚配を呈し
 たくお願ひぬ。

本指におかれ 本件派遣方につき 同意の
 ありければ、早速 韓国側関係にはかり、センター
 の周知、^{進行} 24年^行に被爆者の診察等につき
 具体的な話し合ひを進めたいと考へてある。

なお 本件医療班人員につき 以下、下記票内
 表に諮問するのにかつし 適当であり、また派遣
 費概算^(380,000) 経復航船空賃 500円、当地滞在費

(2回台) 1,000ドルおきの準備費800ドル 計2,300
ドルが賄い得ると思われるので、念のため申請する。

記

彦島大学 原爆放射線医学研究所長 志水清

原爆病院長

重藤文夫

民内肉業医

(彦島市 [redacted])

(以上)